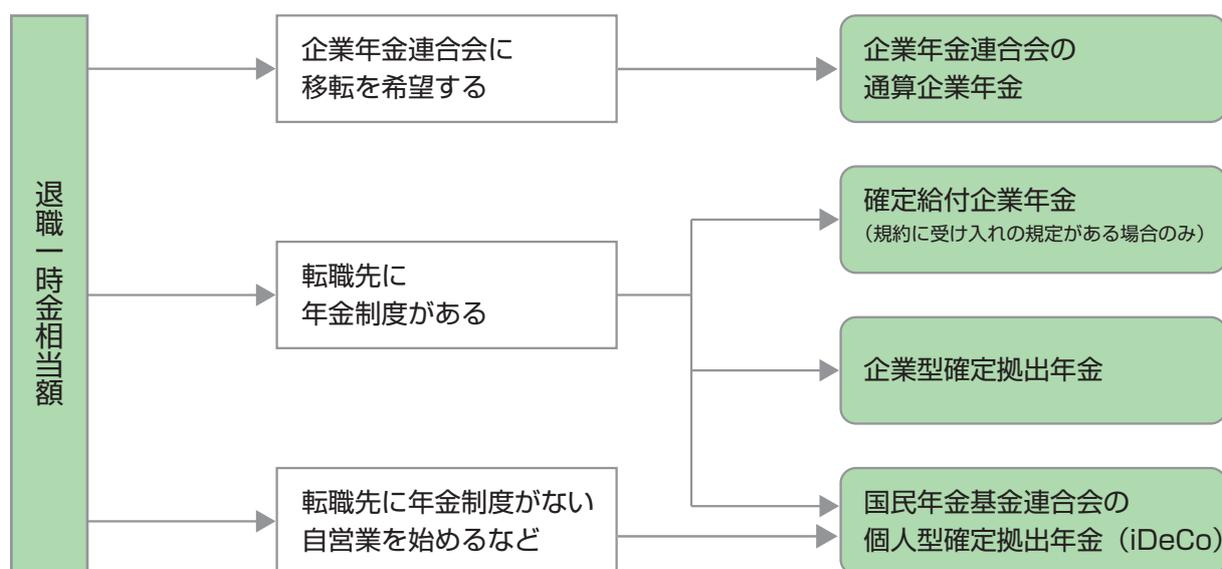


ポータビリティ制度

退職一時金は、退職時まで積み立てられたCB加算部分の仮想個人勘定残高が一時金で受けられるものです。

退職一時金相当額を、企業年金連合会や転職先の企業年金制度等に移して、将来、年金として受けることもできます。これをポータビリティ制度といいます。

■退職一時金相当額を年金化する場合の選択肢



■各年金制度の特徴

年金制度	特徴
通算企業年金* (企業年金連合会)	保証期間付終身年金で、原則 65 歳から支給されます なお、一時金の原資を移すときに事務手数料が差し引かれます
確定給付企業年金	加入期間や退職年齢などに応じてあらかじめ年金額が決められています
企業型確定拠出年金	自己責任において積立金を運用し、その結果に応じて年金額が決まります
個人型確定拠出年金 (iDeCo) (国民年金基金連合会)	自己責任において積立金を運用し、その結果に応じて年金額が決まります なお、加入時とそれ以降も事務手数料が差し引かれます

* 2014 (平成 26) 年 4 月施行の厚生年金保険法の改正により企業年金連合会は将来解散し、確定給付企業年金法に基づく新連合会を設立する予定です。連合会は解散時に、残余財産を分配します (分配される残余財産を新連合会に移転することも可能)。分配ルールは今後定められる予定ですが、連合会の解散時の資産状況によっては分配金が移転した退職一時金相当額を下回る場合もあります。